

令和7年 宜野湾市教育委員会第1回(定例会)会議録

教育長 仲村宗男

教育委員 下地美幸

開催日時：令和7年1月22日(水) 午前10:00 閉会 午前11:30

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：仲村宗男教育長、仲村和也教育長職務代理者、
下地美幸委員、親川利恵委員、大川実委員

出席職員

【教育部】教育部長 崎間 賢、教育部次長 真鳥かおり

(教育総務課) 教育企画係長 大島優子

(生涯学習課) 生涯学習課長 佐久原 昇、中央公民館公民館係長 伊佐正美

【指導部】指導部長 佐伯 進、指導部次長 津島美智子

議事日程

教育長諸般の報告

議案第1号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則

連絡事項

1、教育部

・二十歳のつどいについて

2、指導部

・普天間ミーティングについて

○仲村宗男 教育長 皆様、おはようございます。

本日の出席委員は4名で、定足数を達しております。

ただいまから令和7年第1回宜野湾市教育委員会定例会を開催いたします。

本委員会で審議します案件は、議案1件となっております。

本日の会議録署名人は、下地教育委員を指名したいと思っております。よろしく願いいたします。

○下地美幸 委員 はい。

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

続きまして、去る10月24日開催の第10回定例教育委員会の会議録の承認を行います。

会議録の署名委員は同じく下地教育委員になっております。会議録につきましては既に配付してございますが、字句の訂正を除き、承認していただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

○下地美幸 委員 はい。

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

なお、前回までの会議録につきましては、準備中のため、次回以降にご承認いただきたいと存じます。

(教育長諸般の報告)

○仲村宗男 教育長 それでは、教育長諸般の報告を行います。

緑色の報告資料1ページをご覧ください。読み上げます。

12月26日木曜日、1つ目に全日本通信珠算競技大会全国大会出場結果報告のための市長表敬訪問がございました。宜野湾小学校の6年生が個人の部で優勝し日本一に輝きました。また、6年生2名と5年生1名の計3名が宜野湾小学校代表として出場し、団体の部でも優勝に輝きました。2つ目に、「宜野湾市育英会寄附金贈呈式」がありました。寄附者はコナミ塾代表の與儀美奈子様でした。

年が明け、令和7年、2025年1月6日月曜日、「2025年年始式」が行われました。佐喜眞淳市長は年頭の挨拶において、「令和7年度より新設するこども部は私の重要な施策の一つである。その一環として、学習支援や生活支援、子供の居場所づくりと貧困対策を図るとともに、学校給食費の助成事業、児童センター未設置の小学校区の解消に努め、子供に焦点を置いた市政を推進する。」と力強く話しておりました。

1月7日火曜日、「2025年宜野湾市新春の集い」がラグナガーデンホテルにて開催されました。1,000名を優に超える来場者がありました。教育委員の皆様、ご参加ありがとうございました。

1月8日水曜日、「令和7年宜野湾市消防出初式」が開催されました。

1月9日木曜日、「市校長会」がありました。佐喜眞淳市長が参加され、13名の校長先生に年頭の挨拶とビジョンを語っていただき、激励されました。

1月12日日曜日、「令和7年宜野湾市二十歳のつどい」が宜野湾市民会館にて開催されました。二十歳の皆様の話す態度、聞く態度は大変すばらしかったと思いました。第2部のマリンバを演奏された真志喜中学校OBの佐々木さんのパフォーマンスも、二十歳の皆様へのエールにつながったと考えております。生涯学習課の課長、担当の皆様、ありがとうございました。

1月14日火曜日、「令和6年中頭地区市町村教育長会第6回定例会」が中頭教育事務所で行われました。

1月16日木曜日、「令和6年市町村教育委員会研究協議会」がオンラインで行われました。教育委員の皆様、ご参加並びに本市教育の取組説明ありがとうございました。また、主催者との調整、事前準備等、機器操作の協力など、ご尽力いただきました教育総務課事務局の皆様、感謝申し上げます。

1月17日金曜日、「令和6年度中頭地区市町村教育委員会協議会講演会」が沖縄市立中央公民館で開催されました。講演は2部構成で行われ、第1部はNPO法人バリアフリーネットワーク会議代表の親川修氏が「バリアフリー観光 いまとこれから」というテーマでご講話をされました。第2部は、沖縄市立教育研究所の仲間悦子研修係長が「教育情報の歩みin沖縄市」というテーマで、GIGAスクール構想の積極推進について熱く語っていただきました。2つの講演はテーマこそ違いはあれ、今日的な共通課題として、本市でも学ぶ点、参考にする点を多く感じました。大川委員、下地委員、ご参加ありがとうございました。

1月20日月曜日、「沖縄県童話お話意見発表大会」の中頭地区代表に選ばれた宜野湾中学校2年生の市長表敬訪問がございました。ご両親、宜野湾中学校教頭先生、国語の先生、市PTA連合会会長、副会長、事務局長が同席されておりました。生徒には、「本当の多様性」と題するテーマで発表していただきました。これから社会の在り方を考えさせる感動的な発表でした。

1月21日火曜日、「令和6年度第2回はごろも教育ネット推進会議」が開催されました。はごろも教育ネットとは、平成19年に琉球大学教育学部と本市教育委員会が相互に連携・協力することを目的とした協定を締結し、スタートした事業です。毎年2回開催され、今年で19年目となります。具体的には、教職体験ⅡやフィールドワークⅡ、アドバイザースタッフ派遣事業などの取組があり、多くの成果を上げております。これらの取組は、学生の将来のビジョンを明確にしたり、学生の力を学校教育に生かしたりすることにつながっております。

そして本日、1月22日水曜日、「令和7年第1回定例教育委員会」を進めているところでございます。

以上、教育長諸般の報告といたします。

教育長諸般の報告に対し、質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 質疑もないようですので、質疑を終わりたいと思います。

(議案第1号)

○仲村宗男 教育長 続きまして、日程1「議案第1号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○崎間 賢 教育部長 皆様、おはようございます。

では、説明に入ります。

お手元に配付してございます青色の議案書、黄色の新旧対照表、本日配布しました差し替え資料のご準備をよろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号 宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。

宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を次のように改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求めます。

令和7年1月22日提出。

宜野湾市教育委員会教育長、仲村宗男。

提案理由といたしましては、第462回宜野湾市議会定例会において、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例が原案可決されたことに伴い、当該規則の一部を改正する必要があるためでございます。

では、生涯学習課作成の資料に沿って説明を進めていきます。

資料の大見出しの「1 規則の主な改正点」でございます。

1つ目、「1) 条例改正に伴う使用申請書等の帳票様式の変更」でございます。11月の教育委員会定例会及び市議会定例会で承認いただきました条例の改正に伴い、改定した料金表に基づき、使用申請書等の様式を変更するものでございます。

新旧対照表の9ページ以降に旧様式と新様式を交互にお示ししてございます。様式の左上、様式番号に新旧の表示がございますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

続いて、大見出し「1. 規則の主な改正点」の「2) 使用申請期限を集会場と集会場以外の

施設で分ける」でございます。集会場は管理委託業者である舞台スタッフと事前に会場レイアウトや進行の調整が必要となることから、調整が可能となる期間を設定しております。集会場は使用日の6か月前から14日前まで、集会場以外は6か月前から7日前までを申請可能といたしました。改正前は一律6か月前から7日前まで申請可能としておりました。

新旧対照表については、ページを戻っていただき、1ページから2ページでご確認できます。

同様な観点から、「3）使用料の納付期限及び使用取り消し期限の明確化」につきましては、集会場はキャンセルが生じた場合、新たな使用申請を受付可能となるよう、また管理委託業者との調整に必要な期間等を踏まえ設定しております。

新旧対照表は6ページとなっております。

続きまして、「4）施設使用料の免除対象団体の定義や使用目的を、法や条例等に基づき明確化」でございます。ここは少し丁寧に説明したいと思います。

中央公民館は社会教育施設であることから、その目的に資する団体を支援するために、施設使用料や冷房使用料の免除や減額を行っております。今改正で免除対象団体の定義を法や条例等に基づき明確化しました。

①学校の範囲を「市内公立のみ」から「市内私立まで」に拡充してございます。改正前の第12条第3号で、「本市教育委員会に属する学校、幼稚園及び教育機関」としていたものを改正後、第11条第3号では、「市内の学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校」に改め、全額免除としました。法を根拠とすることで、公立、私立ともに対象としてございます。

新旧対照表4ページでご確認ください。

続いて、「②保育園等教育・保育施設、子ども・子育て支援施設」も対象とするよう拡充。第4号として、「市内の子ども・子育て支援法第7条に規定する教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等がその目的のために使用する場合、全額免除」を追加してございます。中央公民館は社会教育施設であることから、公立、私立を問わず、保育施設を支援するために免除対象とします。

新旧対照表は5ページでご確認ください。

続いて、「③社会教育団体の定義を本市教育委員会より社会教育関係団体育成補助金の交付を受けている団体とするよう明確化」でございます。旧第4号で「市内の社会教育関係団体及び登録団体」と定義されていたものを、新第5号において「本市教育委員会より社会教育関係団体育成補助金の交付を受けている団体」、新第7号において「宜野湾市立中央公民館定期利用団体」に改め、全額免除団体としております。

新旧対照表5ページでご確認ください。

続いて、「④市より各種団体育成補助金の交付を受けている団体も対象とするよう明確化」でございます。市より各種団体育成補助金の交付を受けている団体を、社会教育活動を担う団

体として支援するため、施設使用料の免除対象とします。

新旧対照表は5ページでご確認ください。

続きまして、「5) 施設使用料免除団体のうち、次の団体は冷房使用料を全額徴収する」とあるものです。第3項として「教育長は、第1項第4号及び第6号から第9号までに掲げる事由によって、別表に定める使用料を減免するときは、冷房使用料については減免しない。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りではない」を追加してございます。この記載によって、令和7年度より、市より各種団体育成補助金の交付を受けている団体、サークル登録団体、これは中央公民館の定期利用団体を指します、または、国及び他の地方公共団体から冷房使用料を徴収いたします。

こちらも新旧対照表5ページでご確認ください。

併せまして、生涯学習課作成資料の下にございます「2 県内10市との比較」もご参照いただきたいと思えます。

その他の改正箇所といたしましては、新旧対照表1ページにお戻りください。

改正前の第3条を削除いたします。公民館の職員配置に関しましては、社会教育法、宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例、宜野湾市行政組織規則、宜野湾市教育委員会の組織、事務分掌等に関する規則等に基づき、人事課が主管していることから、当規則からは削除いたします。

また、字句の改め、条の繰上げ、繰下げにつきましては、新旧対照表でご確認いただきたいと存じます。

では、議案書に戻っていただきまして、18ページの附則でございます。

施行期日を令和7年4月1日から施行するとしてございます。また、経過措置といたしまして、施行の際現に改正前の宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の規定により使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例によるとしてございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○仲村宗男 教育長 教育部長、説明ありがとうございました。

本件に対する質疑を許します。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

仲村委員。

○仲村和也 委員 新旧対照表の1ページですが、「宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則」ですので、第3条を削ることを否定はしないのですが、職員に関する文言がこの規則の中には一切ないので、「職員に関する」と入れなくてもよろしいのではないかと思います。職員に関する第3条を削除するとしたら、「設置、管理に関する条例施行

規則」がいいのかなと感じました。

○仲村宗男 教育長 教育部長。

○崎間 賢 教育部長 仲村委員のご質疑にお答えいたします。

まず、今回の規則の上位の条例では、社会教育法第 27 条に基づき、同じ内容を規定しておりますが、詳細な職員配置を規定することにつきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、社会教育法など複数の規則等に基づき人事課が主管していることから、当規則からは削除したという経緯なのですが、条例には、職員についての記載が残っております。その条例に基づいた規則ということですので、そのまま残すようにしております。

○仲村和也 委員 わかりました。ありがとうございます。

○仲村宗男 教育長 ほかにご質疑のある方、挙手をお願いします。

教育部長。

○崎間 賢 教育部長 補足として主な改正概要でございますが、これまでの規則の中では、例えば減免等する団体についての定義があやふやな部分がありましたので、法に基づいて、明確化しました。また、大きな改正点としましては、施設使用料、冷房使用料等の減免について、これまでサークル、団体等については施設使用料、また冷房使用料についても減免していましたが、施設使用料はそのまま引き続き減免しますが、冷房使用料については受益者負担の観点および市の方針等に基づき、徴収する形を取ってございます。

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

ご質疑のある方、挙手をお願いします。

大川委員。

○大川 実 委員 ご説明ありがとうございます。丁寧にご説明いただいてありがとうございます。

感想ですが、資料にあります県内 10 市との比較を見ると、減免を行っていない市もあるようですが、どうしてなのかなと疑問に思いました。私も受益者負担は当たり前だと思っておりますが、減免していない市はなぜやっていないのでしょうか。

○仲村宗男 教育長 教育部長。

○崎間 賢 教育部長 大川委員のご質疑にお答えいたします。

県内の 10 市との比較というところで、減免については、法律で決まりはなく、本市の条例でも使用料の減免については、「教育委員会の規則で定めるところにより」となっておりますので、それぞれの市教育委員会の裁量に委ねられているのだと思います。市の財政状況、事情によるところが大きいのかなと思います。本市の場合は、市として受益者負担というものに着目して、納めていただくところは納めるようにという方針も出されておりますので、冷房使用料については今回から徴収させていただくというところではございます。

○大川 実 委員 受益者負担の原点から、私は使用料は免除ではなくて徴収するのが当然かなと思っています。財政的な問題もありますが、必要かなと思いました。

○仲村宗男 教育長 教育部長。

○崎間 賢 教育部長 冷房使用料の徴収につきましては、受益者負担の方針が出された段階から数年かけて、サークル使用団体の皆様に周知をしながら、理解をお願いしてきたところでございます。

○仲村宗男 教育長 大川委員、よろしいでしょうか。

○大川 実 委員 はい。

○仲村宗男 教育長 ほかにご質疑のある方、挙手をお願いします。

親川委員。

○親川利恵 委員 4番の施設使用料の免除対象団体のところで、市内私立の学校まで拡充、とありますが、今まで私立の学校からは施設使用料を取っていたのでしょうか。

○仲村宗男 教育長 教育部次長。

○真鳥かおり 教育部次長 現行の条例では、本市の教育委員会に属する学校ということでありましたので、この規則でいきますと徴収することになります。ただし、実際には利用の申請はありませんでした。

○親川利恵 委員 ありがとうございます。

○仲村宗男 教育長 下地委員。

○下地美幸 委員 行政の使用以外でいきますと中央公民館はどういった団体の利用があるのでしょうか。

○仲村宗男 教育長 生涯学習課長。

○佐久原 昇 生涯学習課長 令和5年度の利用割合で申しますと、サークル団体が76%、一般利用が4%です。市の主催または共催が12%、生涯学習課主催の講座が2%になります。また、社会教育関係団体が6%で、市PTA連合会や女性連合会などが総会などで利用してございます。

○仲村宗男 教育長 よろしいでしょうか。

ほかにご質疑はございませんか。

○一同 質疑なし

○仲村宗男 教育長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより宜野湾市立中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○仲村宗男 教育長 ありがとうございます。

ご異議ございませんので、本件は原案のとおり承認されました。

これにて日程1、議案第1号を終了いたします。

休憩します。

○仲村宗男 教育長 再開いたします。

続きまして、教育部からの連絡事項をお願いいたします。

(連絡事項)

1、教育部

・二十歳のつどいについて

2、指導部

・普天間ミーティングについて

○仲村宗男 教育長 本日の会議はこれにて閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。